

新型コロナウイルス感染症患者等への対応に係る補正予算（専決処分）について

新型コロナウイルス感染症患者等への対応として、軽症者などの宿泊療養施設の確保や、国民健康保険の傷病手当金の支給に要する経費について、以下のとおり補正予算を専決処分しましたので、お知らせします。

1 専決日

令和2年4月28日

2 補正予算の規模

2億300万円

一般会計	2億円
特別会計	300万円

3 補正予算の内容

別添「令和2年度補正予算（専決処分）の概要」を参照してください。